

令和 7 年度 那覇市立教育研究所清掃業務委託契約書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）との間に、那覇市立教育研究所の清掃業務について、次のとおり、委託契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲は、那覇市立教育研究所の清掃業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、甲の指示に従い、かつ別紙仕様書により清掃業務を実施する。

（清掃業務実施場所）

第 2 条 この契約にかかる清掃作業の実施場所は次のとおりとする。

所在地 那覇市大道 146-1（大道小学校 18 号校舎 2 階）

施設名 那覇市立教育研究所

（委託期間）

第 3 条 この契約の委託期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（委託料）

第 4 条 甲は、第 1 条の委託業務に対する委託料として、_____ 円（消費税及び地方消費税を含む）を支払う。

2 各月の支払内訳は「別表」のとおりとし、毎月の履行確認後、乙から適法な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

3 甲の責めに帰する事由により、前項の支払い期限までに委託料を乙に支払わない場合は、甲は乙に対して、遅延日数に応じ、未支払金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を支払うものとする。

（秘密の保持）

第 5 条 乙は、本契約の実施にあたり、知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（契約保証金）

第 6 条 契約保証金は、那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号により免除する。

（業務内容）

第 7 条 乙は、第 1 条の清掃を行うため清掃作業員（以下「作業員」という。）を派遣し、清潔保持に努めなければならない。

- 2 清掃に使用する器具及び材料は、すべて乙の負担とする。ただし、電気、水、ガス等の清掃の実施に伴うものは、甲の負担とする。

(乙の履行義務)

第8条 乙は、甲の許可なく清掃箇所及びその範囲以外の室に作業員を立ち入らせてはならない。

2 乙は、清掃作業中は甲の執務の妨げにならないように留意し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、甲が常に清掃状況を把握できるよう作業日報を提出し、相互の連絡を密にしなければならない。

4 乙は、作業員の身元、風紀、衛生及び作業規律の維持に関し、一切の責任を負い、甲が適当でないと認めた作業員は清掃作業に従事させてはならない。

5 乙は、甲に対し予め作業員の登録をなし、それ以外の作業員を清掃作業に従事させてはならない。

6 鍵の受け渡しについては、甲の指示に従い、その責任を明らかにしなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は甲の承諾を得ないでこの契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。

(契約内容の変更等)

第10条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は役務の履行を一時中止させることができる。

2 社会情勢・物価の上昇に合わせた契約変更をすることができる。

3 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙が協議して定める。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において乙は違約金として契約金額の100分の10の金額を甲の指定する日までに支払うものとする。

(1) この契約に定める義務の不履行又は不正の行為があったとき。

(2) 乙に業務能力がないと認められたとき。

(3) 乙から契約解除の申し出があったとき。

(4) 第8条の規定に違反したとき。

2 乙は、前項第3号の規定により契約の解除を申し出るときは、当該契約を解除しようとする60日前までに書面により甲に通知しなければならない。

3 甲は、乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償の申立て)

第 12 条 乙は前条の規定による契約の解除があった場合は甲に対し、損害賠償の申立てをすることはできない。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、清掃作業等の実施に当たり、作業員の故意又は過失によって建物、機械、機器及び備品類等を破損又は、亡失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(保証人)

第 14 条 乙は、この契約に係る清掃業務を全うすることができない場合に、甲の定める基準の範囲内において、自己に代わって清掃業務を全うする清掃業者を保証人として立てるものとする。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、保証人に対して清掃業務を履行すべきことを請求することができる。

(1) この契約に定める義務の不履行又は不正の行為があったとき。

(2) 乙に業務処理能力がないと明らかに認められたとき。

3 保証人は、前項の請求があったときは、この契約に基づく乙の権利及び義務を承継する。

(協議事項)

第 15 条 この契約書に定めのない事項又は契約事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書 3 通を作成し当事者記名押印のうえ各自がその 1 通を所持する。

令和 7 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙

保証人

(別表) 支払内訳 (消費税及び地方消費税を含む)

月	支払金額
4 月	円
5 月	円
6 月	円
7 月	円
8 月	円
9 月	円
10 月	円
11 月	円
12 月	円
1 月	円
2 月	円
3 月	円
年額	円